

2023年6月5日

生殖補助医療の在り方を考える議員連盟

会長 野田 聖子 様

幹事長 秋野 公造 様

事務局長 伊藤 孝恵 様

公益社団法人 日本産科婦人科学会

理事長 木村 正

臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男

同 副委員長 鈴木 直

生殖補助医療の規律に関する立法について（たたき台）

【特定生殖補助医療に関する法律案（仮称）（新規立法）】への提案

先般、生殖補助医療の在り方を考える議員連盟よりご依頼のありました標記たたき台への提案を下記にいたします。よろしくお願いいたします

まず初めに、1/15に行ったシンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について—議論すべき課題の抽出—」報告書（資料添付しました）

（https://www.jsog.or.jp/modules/committee/index.php?content_id=299）をもとに提案を行うことをご理解頂きたいと思えます。各議連のメンバーの先生方には報告書及びパブリックコメント（いろいろな立場の方々からのご意見をご理解ください）を熟読の上、ご議論いただくことを切望いたします。

報告書をもとにしての提案は以下になります。

1. 出自を知る権利は子供が持つ権利であること。
2. 提供者として「親」を加えること。現状で実際に親からの配偶子提供が多く実施されていることから提案する。しかし、親を父という意味と考えると、男性の血筋を守るといような意味も考えられることを十分に注意すべきであるとの指摘があることも付記する。
3. 精子・卵子の提供者に関して、将来の情報開示の有無を確認し（匿名若しくは顕名）、匿名の場合は開示情報の提供の可否に関して、書面による同意を得ること。開示情報の内容は、個人の遺伝的特性（性格、体格、素質等の情報と遺伝疾患等情報）等を想定。
4. 精子・卵子の提供者には、生まれてきた子との親子関係はないこと。
5. 精子・卵子の提供者が、提供時に同意した情報を子に提供することを拒否した際には、その理由が正当であるか否かの判断は家庭裁判所での裁定に任せる（本内容に関してはどうのような方策をとるか十分に議論いただきたいこと）。
6. 特定生殖補助医療の提供を受けられることができる者の範囲については、この法律の公布後3年を目途として、特定生殖補助医療により生まれる子の福祉に配慮しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする（第12 検討）

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp